

別紙

諮問第927号

答 申

1 審査会の結論

「火災調査書」の開示決定について、開示請求の対象外とした部分を新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇-〇付近で発生した火災に関する火災調査書に記載されている私の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和3年7月6日付けで行った開示決定について、対象外とした処分の取消しを求めるといものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

「火災・原因概要」欄の記載事項は、審査請求人の保有個人情報ということではできない。また、「原因判定理由」欄には、審査請求人の保有個人情報は全く含まれておらず、本件開示請求の対象外であることが明らかである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年9月30日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年6月20日に実施機関から理由説明書を、同年7月27日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月25日（第163回第三部会）から令和5年2月21日（第169回第三部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号）第7章の規定に基づいて行われる消防機関の行政調査であり、同法31条では、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をすることが定められている。

東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日訓令第35号）62条では、消防署長は管轄区域内で発生した火災について、調査書類を作成し、管理しなければならない旨規定している。また、東京消防庁火災調査規程事務処理要綱（平成6年11月16日予防部長依命通達）第28では、火災調査に必要な火災調査書類として、「火災調査書（別記様式第15号及び第15号の2）」、「出火原因判定書（別記様式第16号）」等を定めている。

イ 本件火災調査書及び対象外部分について

本件開示請求に係る保有個人情報は、火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号）のうち、「火災調査書（別記様式第15号及び第15号の2）」（以下「本件火災調査書」という。）である。

火災調査書は、「火災番号」、「出火日時」、「覚知」、「鎮火」、「火災の程度」、「覚知別」、「火災種別」、「火元」、「焼損状況」、「発火源」、「部位」、「経過」、「着火物」、「出火箇所」、「火災・原因概要」、「発見状況」、「通報状況」、「初期消火状況」、「用途地域」、「防火地域」、「気象」、「原因判定理由」及び「判定者」の各欄で構成されている。

実施機関は、本件火災調査書について「焼損状況」、「発火源」、「部位」、「経過」、「着火物」、「出火箇所」、「火災・原因概要」、「用途地域」、「防火地域」、「気象」、「原因判定理由」及び「判定者」の各欄については、いずれも審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められないとして、本件開示請求の対象外とした上で開示決定を行った。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書等において、既に実施機関の職員から口頭で火災の原因の説明を受けているため、条例 16 条 2 号ただし書イを理由に保有個人情報の開示義務がある旨主張する。また、審査請求人は、本件火災調査書の火災・原因概要と原因判定理由が今後の裁判で審査請求人が損害賠償を得るために必要な情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報と考えられ、これを対象外とした処分は条例 16 条 2 号ただし書ロに違反しているとして、本件火災調査書の「火災・原因概要」欄及び「原因判定理由」欄の開示を求める旨主張している。

エ 保有個人情報に係る条例の定めについて

条例 2 条 2 項において、「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されており、同条 3 項において、「保有個人情報とは、実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と規定されている。また、条例 12 条 1 項において、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求・・・をすることができる。」と規定されている。

オ 本件火災調査書の保有個人情報該当性について

審査会が見分したところ、本件開示請求に係る火災（以下「本件火災」という。）は、審査請求人が所有する建物の単独火災であつて、他に延焼はなく、また、発見者及び通報者等も審査請求人であることが認められる。

火災調査書は、火災という事柄単位で作成されるものであり、本件火災のように建物一棟のみの火災もあれば、複数の建物が延焼する火災もあり、また、第三者が発見し通報するなど、火災によってそれぞれ状況が異なるため、複数人の個人情報が混在して記載される可能性がある。

保有個人情報の開示請求は、公文書に記載されている自己を本人とする個人情報に対して、実施機関が情報単位で開示、非開示等の決定を行う必要があるところ、火災調査書はそれぞれ項目欄別に区分可能な形式で記載されていることから、審査会は火災調査事務の目的等を勘案し、審査請求人が開示請求をすることができる「自己を本人とする保有個人情報」の範囲及びその該当性について、本件火災調査書の各欄別に検討する。

(ア) 本件火災調査書の冒頭部分について

火災調査書の冒頭部分には、表題、作成者、宛先、火災番号、出火日時、覚知、鎮火、火災の程度、覚知別及び火災種別が記載されており、これらの情報は審査請求人を本人とする保有個人情報として既に開示されている。

当該情報のうち、表題、作成者及び宛先の部分については、個人情報がいかなる公文書に記載されているのかを特定するための情報である。

また、火災の程度の部分については、本件火災の火元である審査請求人に関する情報と認められ、その他の部分については、火災の基本情報であるとともに、対象となる公文書の特定のために必要な事項でもある。

したがって、当該情報を審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象とした実施機関の判断は首肯できるものである。

(イ) 「火元」欄について

「火元」欄には、場所、建物名称等、職業、氏名、火元区分、階数、用途、面積、構造等といった火元である建物及びその所有者の情報が記載されており、審査請求人を本人とする保有個人情報として既に開示されている。

当該情報には、審査請求人の氏名等、審査請求人の個人識別情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報に該当するとともに、審査請求人が所有する建物に係る情報の記載もあることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するため、当該欄全体を審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象とした実施機関の判断は首肯できるものである。

(ウ)「焼損状況」欄について

「焼損状況」欄には、焼損程度別棟数、焼損程度別焼損床面積、焼損棟数計、焼損床面積計、焼損表面積計、焼損以外棟数、火災による死傷者、り災世帯、り災人員、焼損物件、火災損害額等といった、り災建物の焼損状況等の情報が記載されており、本件開示請求の対象外となっている。

当該情報は、本件火災の火元である審査請求人に関する情報と認められ、審査請求人が所有する本件開示請求に係る建物（以下「本件建物」という。）とは直接関係のない焼損無しの欄もあるが、他に延焼がなかったという意味において火元と関連する情報と見ることができる。よって、「焼損状況」欄は、審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象と認めるのが相当である。

(エ)「発火源」、「部位」、「経過」、「着火物」及び「出火箇所」の各欄について

「発火源」、「部位」、「経過」、「着火物」及び「出火箇所」の各欄には、本件火災の原因調査により判明した情報がそれぞれの欄に記載されており、本件開示請求の対象外となっている。

しかしながら、当該情報は、本件建物内に置かれていた審査請求人の所有物が発火原因であること、及び、その部品あるいは構成物に着火していったことを記載し、明らかにしているものであって、これらはいずれも審査請求人を本人とする保有個人情報そのものであると認められるから、本件開示請求の対象とすべきである。

(オ)「火災・原因概要」欄について

「火災・原因概要」欄には、本件建物の所在、名称、焼損状況、損害状況、発火源等に関する情報が記載されており、本件開示請求の対象外となっている。

実施機関は、当該情報の中には審査請求人の氏名等の記載がないことから審査請求人の保有個人情報とは認められないとして、本件開示請求の対象外としたと説明する。

しかしながら、当該情報には、本件建物の焼損状況、出火原因等の情報が記載されており、審査請求人の個人識別情報が含まれていることから、本件火災の火元である審査請求人に関する情報と認められるため、審査請求人を本人とする

保有個人情報として本件開示請求の対象とすべきである。

(カ)「発見状況」、「通報状況」及び「初期消火状況」の各欄について

「発見状況」、「通報状況」及び「初期消火状況」の各欄には、審査請求人の個人識別情報が記載されており、審査請求人を本人とする保有個人情報として既に開示されている。

当該情報は、特定の個人を識別することができる情報に該当するため、審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象とした実施機関の判断は首肯できるものである。

(キ)「用途地域」、「防火地域」及び「気象」の各欄について

「用途地域」欄及び「防火地域」欄には、火元建物の地域に関する情報が、「気象」欄には、本件火災発生時における天気、気温、風速等の情報が、それぞれ記載されているところ、これらの欄は、本件開示請求の対象外となっている。

当該情報は、火災の火元である審査請求人の居住する地域に関する情報であり、審査請求人に関する情報であると認められ、審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象と認めるのが相当である。

(ク)「原因判定理由」及び「判定者」の各欄について

「原因判定理由」欄は、火災の出火原因を調査した実施機関による原因判定理由が、また、「判定者」欄は、火災の原因を判定した実施機関の職員の氏名が記載される欄であり、これらの欄は、本件開示請求の対象外となっている。

「原因判定理由」欄には、出火原因を判定した理由が記載されるため、当該情報の性質から、火元である審査請求人に関する情報であると認められ、審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象と認めるのが相当である。

また、「判定者」欄は、「原因判定理由」欄と内容的に不可分なものであるため、同様に審査請求人を本人とする保有個人情報として本件開示請求の対象と認めるのが相当である。

以上のとおり、本件火災調査書を情報単位で各欄別に検討したところ、本件火災調査書に関しては、全体を審査請求人の保有個人情報と認めることができる。そのため、本件開示請求の対象外とした部分については、これらを新たに審査請求人を本人とする保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

なお、本件火災調査書においては、全体が審査請求人の保有個人情報と認められると判断するが、前述のとおり、火災には様々な事例が想定され、開示請求者の属性によっては、火災調査書全体を開示請求者の保有個人情報と見ることは困難な場合も考えられる。よって、実施機関が作成する火災調査書等の火災調査書類の保有個人情報該当性については、画一的に判断するのではなく、個々の事案に応じて適切に判断することを求めるものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ